

第 4 章 政 策

政 策

- 1 総 合 計 画
- 2 地 方 創 生
- 3 公 共 交 通 対 策
- 4 交 通 安 全 総 合 対 策
- 5 広 報 ・ 広 聴
- 6 情 報 政 策

1 総合計画（第七次前橋市総合計画基本構想抜粋）

(1) ビジョン

本市には、水と緑にあふれる豊かな自然環境、絹遺産をはじめとする歴史文化、充実した医療環境、全国有数の農業生産力など、多くのまちの誇りや可能性がある。これらは、このまちで暮らしてきた多くの人たちが、永きにわたって愛し、守り、育て、残してきた財産であり、ここ前橋が、人々の暮らしを支え、「良いものが育つ場所」であることの証である。

そこで、「前橋の未来に向かって、これまで大切にしてきたまちの誇りや可能性を受け継ぎ、磨き育て、新たな価値を生み出しながら、将来を担う子や孫たちの世代に未来への糧として繋いでいくことを、ここに暮らすすべての人で実現する。」という想いを込めて、『めぶく。～良いものが育つまち（Where good things grow.）～』を地域全体で共有していくビジョンとして掲げる。

(2) 将来都市像

これからのまちづくりを進めるキーワードは「地域経営」である。

市民、企業・団体、行政それぞれが、「他人ごと」ではなく「自分ごと」として、地域の課題を捉え、自主的・自律的に、また連携して課題解決に取り組むことが重要であり、そのためには、それぞれの主体が共有できる将来のまちの姿を持つことが大切である。

そこで、『新しい価値の創造都市・前橋』を将来都市像に位置付け、「市民一人ひとりが個性と能力を生かし、個々に輝くことにより新しい前橋らしさを創造するまち」を目指すまちの姿とし、その実現に向けて行政は多様な市民の活動を支えていく。

(3) 計画の期間

計画期間は、2018年度から2027年度までの10年間とする。

(4) まちづくりの方向性（まちづくりの柱）

ア 人をはぐくむまちづくり（教育・人づくり）

ふるさとを愛し、多様性を尊重する心豊かな人間性を育むとともに、あらゆる世代が共に学び、支え合えるまちを目指す。

イ 希望をかなえるまちづくり（結婚・出産・子育て）

結婚や出産の希望を叶えられ、子育てを楽しむことができるまちを目指す。

ウ 生涯活躍のまちづくり（健康・福祉）

充実した医療福祉環境のもと、生涯を通じた心や体の健康づくりを推進するとともに、誰もが自分らしく生きがいをもち、共に支え合いながら活躍できるまちを目指す。

エ 活気あふれるまちづくり（産業振興）

既にあるしごとの魅力を高めるとともに、新たなしごとを創出し、市民それぞれが個性を活かして活躍できるビジネスチャンスにあふれたまちを目指す。

オ 魅力あふれるまちづくり（シティプロモーション）

地域の魅力を創造・発信し、誰もが訪れ、住み続けたいくなるまちを目指す。

カ 持続可能なまちづくり（都市基盤）

人口減少・少子高齢社会に対応した都市基盤の構築を推進し、将来にわたり安全で、安心して暮らせるまちを目指す。

(5) 計画の推進管理

本計画では、いわゆるPDCAサイクルによる進行管理を行うこととする。

具体的には、行政評価を活用し、重点施策ごとに設定した成果指標の実績や各施策のもとで実施する事業の取組状況等を評価・検証するとともに、より高い成果を上げるための改善策を講じることにより、計画を着実に推進する。

2 地方創生

(1) 地方創生をめぐる動き

国は、2014年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行するとともに、地方自治体に対して、同法に基づく地方版総合戦略の策定を要請した。

本市においても、2016年3月に、人口ビジョン（本市の人口を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの）及び総合戦略（人口ビジョンの結果を踏まえ、今後5か年で取り組むべき施策を示したもの）で構成する「県都まえばし創生プラン」を策定した。

(2) 人口ビジョン

対象期間は、2060年までとする。

本市の人口動向分析及び将来人口推計に基づき、目指す将来の方向として、理念及び人口の将来展望を設定した。

ア 理念

子どもたちの元気な声が聞こえる ずっと住みたい生涯活躍のまち
～健康医療都市まえばし～

イ 人口の将来展望

- 2040年
 - ・人口30万人
 - ・人口割合（年少：生産年齢：老年）＝14%：51%：35%
- 2060年
 - ・人口26万5千人
 - ・人口割合（年少：生産年齢：老年）＝15%：52%：33%

(3) 総合戦略

対象期間は、2015年度から2019年度までの5年間とする。

人口ビジョンの分析から導かれた基本目標と重要業績指標（KPI）の達成に向けて、重点的に取り組んでいく42事業を提示した。その事業の中で、人口減少問題の克服や東京一極集中の是正に向けて、本市が取り組む先導的・象徴的の事業として、10のシンボル事業（さきがけ10）を選定した。

ア 基本目標

- ① 若者（18－34歳、特に女性）の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ② 若者の定着と高齢者の活躍により、地域の活力を維持する

イ 重要業績指標（KPI）

指標	現状値（2014年度）	目標値（2019年度）
① 合計特殊出生率	1.42	1.52
② 20－24歳の市外への転出超過数	△251人	△118人

ウ 10のシンボル事業（さきがけ10）

- ① 若年男女の結婚への壁打破
- ② 「ジョブセンターまえばし」による包括的就職支援
- ③ 「子育て世代包括支援センター」の充実
- ④ 地域寺子屋事業
- ⑤ 産学官民コンソーシアムによる学生の定着促進
- ⑥ 「ベンチャーヘブンまえばし」の実現

- ⑦ 魅力の発信拠点となる新たな「道の駅」
- ⑧ 地域づくりネットワークを核とした「家族移住」の促進
- ⑨ 前橋版C C R Cの推進
- ⑩ 交通ネットワークの再編

3 公共交通対策

(1) 上毛電鉄維持活性化推進事業

沿線住民の生活路線としての上毛電鉄の維持・存続を図るため、国・県及び沿線自治体で上毛電鉄に対する支援を行い、上毛電鉄の活性化を促進する。

平成30年度補助実績額 69,572千円

内訳	}	輸送対策事業費補助	17,673千円
		鉄道基盤設備維持費補助	35,528千円
		鉄道軌道整備補助（固定資産税等相当額）	16,371千円

(2) 全市域デマンド化推進事業

市内交通の利便性向上のため、新たな公共交通の導入を推進する。平成28年1月23日より移動困難者対策として、マイタク（でまんど相乗りタクシー）の運行を開始。

マイタク現時点登録者数 25,078人（平31.3.31現在）

(3) バス利用促進対策事業

市民によるバス利用の促進を図るため、65歳以上の市民及び市内の運転免許証自主返納者に対する回数券の割引発売を実施するバス事業者に対して補助を行う。

平成30年度補助実績額 9,395千円

(4) バス路線維持事業

市民生活に必要なバス路線の維持、存続を図るため、赤字バス路線の運行経費等の欠損について補助を行うとともに、必要に応じて廃止路線代替バスの運行や新規バス路線の整備、コミュニティバスの運行などにより、公共交通機関の確保を図る。

<過去5年間の補助状況>

種 別 \ 年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市町村乗合バス路線 （代替バス等市負担分）	5社24路線 288,976千円	5社24路線 288,589千円	5社22路線 286,348千円	5社22路線 299,038千円	5社22路線 314,625千円
国・県補助生活交通路線 （市負担分）	2社2路線 8,685千円	2社2路線 7,457千円	2社2路線 7,249千円	2社2路線 6,824千円	2社2路線 7,325千円
計	6社26路線 297,661千円	6社26路線 296,046千円	6社24路線 293,597千円	6社24路線 305,862千円	6社24路線 321,950千円

＜代替バス等委託路線バス運行状況＞

(平31.4.1現在)

運 行 区 間 等	キロ程	運行回数	運 行 会 社	運 行 開 始 日
前 橋 公 園 ～ 東 大 室 町	14.0km	16.5回	永 井 運 輸	平成5年4月8日
前 橋 駅 ～ 嶺 公 園	10.9km	7.5回	永 井 運 輸	平成8年4月1日
前 橋 公 園 ～ 荻 窪 公 園	14.2km	17.5回	永 井 運 輸	平成8年4月1日
中 央 前 橋 駅 ～ 前 橋 駅 シ ャ ト ル	0.9km	25.5回	日 本 中 央 バ ス	平成8年9月2日
前 橋 駅 ～ 群 馬 温 泉	14.9km	6.7回	関 越 交 通	平成8年10月1日
前 橋 駅 ～ 八 幡 橋 ～ 上 野 田 ・ 桃 泉	20.7km	12.0回	日 本 中 央 バ ス	平成9年4月1日
前 橋 公 園 ～ 六 供 ～ 玉 村 町 役 場	16.7km	21.0回	永 井 運 輸	平成5年4月8日
前 橋 駅 ～ 富 士 見 温 泉	18.0km	19.5回	日 本 中 央 バ ス	平成8年4月1日
前 橋 駅 ～ 新 前 橋 駅 西 口	8.2km	12.0回	群 馬 中 央 バ ス	平成9年9月1日
前 橋 公 園 ～ 石 関 町 南 ・ 大 室 公 園	18.9km	14.0回	日 本 中 央 バ ス	平成7年4月1日
前 橋 駅 ～ 吉 岡 町 役 場 入 口 ～ 上 野 田	18.4km	5.8回	日 本 中 央 バ ス	平成10年4月1日
前 橋 公 園 ～ 天 川 原 ・ 下 川 団 地	13.2km	7.0回	永 井 運 輸	平成10年4月1日
前 橋 駅 ～ 土 屋 文 明 文 学 館	10.4km	6.7回	関 越 交 通	平成12年4月1日
中 央 前 橋 駅 ～ 川 曲 町 ～ 群 馬 社 会 福 祉 大 学 前	7.6km	13.3回	日 本 中 央 バ ス	平成13年4月1日
北 循 環 (マ イ バ ス)	7.4km	30.0回	関 越 交 通	平成14年6月7日
南 循 環 (マ イ バ ス)	6.3km	30.0回	関 越 交 通	平成14年6月7日
西 循 環 (マ イ バ ス)	17.5km	9.0回	永 井 運 輸	平成19年11月30日
東 循 環 (マ イ バ ス)	10.7km	12.0回	永 井 運 輸	平成24年1月6日
ふるさとバス(大胡・宮城・粕川地区)	—	—	赤 城 タ ク シ	平成19年1月1日
富士見温泉～赤城山ビジターセンター	20.6km	4.9回	関 越 交 通	平成15年7月1日
るんるんバス(富士見地区)	—	—	関 越 交 通	平成20年10月1日

※ キロ程は最長の系統を表示

4 交通安全総合対策

(1) 交通安全対策の推進

- 前橋市交通対策協議会の設置
設置年月日 昭和42年10月1日
- 交通事故防止の運動推進
- 交通安全啓発活動の実施
- 交通安全教育の実施
- 交通事故や交通危険箇所の情報発信及び安全対策の実施
- 交通道德の高揚に関すること
- その他目的達成に必要なこと

(2) 交通指導員

昭和44年3月31日条例第26号により交通指導員の設置を定めた。

- ① 身分は特別職の職員で非常勤とし、市長が委嘱する。
- ② 任期は原則2年とする。
- ③ 任務は警察機関、交通安全推進機関、団体等との緊密なる連携のもとに交通安全確保のために必要な指導及び交通安全思想の普及に努めることとし、児童の登校時における保護誘導及びP T A会員等による誘導方法等についての現場指導をする。
- ④ 交通指導員は、各小学校区の小学校長及びP T A会長並びに自治会長から推薦された人の中から選考する。
- ⑤ 交通指導員の定数は178名で、委嘱人数は平成31年4月1日現在155名である。
- ⑥ 報酬は年額140,000円を年2回に分けて支払う。
- ⑦ 交通指導員に対しては、制服等の装備品を貸与する。

(3) 前橋市内の交通状況

<自動車保有台数>

(各年3.31現在)

区分 年	総数	累年比	貨物			乗合		乗用		特種(殊)用途車	
			普通	小型	被けん引	普通	小型	普通	小型	特殊	大型特殊
	台	%	台	台	台	台	台	台	台	台	台
27	185,357	100.0	8,946	14,347	460	282	370	66,795	89,109	4,290	758
28	184,281	99.4	9,003	14,135	467	277	365	67,831	87,180	4,285	738
29	184,398	99.5	8,941	14,024	482	276	370	69,516	85,751	4,302	736
30	189,450	99.2	9,006	13,924	512	267	372	72,862	81,626	4,482	751

<原付自転車、軽自動車保有台数>

(各年度4.1現在)

年度別	総数	原付自転車			軽自動車				小型特殊自動車		二輪 小型 自動車
		50cc 以下	51cc~ 90cc	91cc~ 125cc	二輪	三輪	四輪貨物	四輪乗用	農耕用	その他	
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
28	130,616	10,944	1,245	1,775	4,447	5	26,250	72,467	7,190	1,116	5,177
29	131,098	10,372	1,226	1,845	4,445	3	25,853	73,936	7,114	1,134	5,170
30	131,295	9,775	1,197	1,882	4,446	3	25,438	75,048	7,115	1,130	5,261
31	131,706	9,107	1,153	1,986	4,395	3	25,218	76,227	7,132	1,140	5,345

<交通事故発生状況>

(前橋市内)

区分	署別		前橋東署		高速道		計		増減数	増減率
	前橋署	前橋東署	29	30	29	30	29(ア)	30		
件数	1,549	1,408	1,523	1,322	7	7	3,079	2,737	件 △342	% △11.11
死者数	0	5	6	3	0	0	6	8	人 2	% 33.33
負傷数	1,877	1,698	2,006	1,675	11	15	3,894	3,388	人 △506	% △12.99

(4) 運転免許証自主返納支援事業

運転免許証の自主返納を支援することで、交通事故の減少と、免許返納後の移動手段となる公共交通の利用促進を図る。(平成21年8月1日から開始)

平成30年度支援者数 1,374人

<支援の内容>

- ・群馬県公安委員会が発行する「運転経歴証明書」交付手数料(1,100円)の全額助成
- ・公共交通利用券 5,500円相当の贈呈

5 広報・広聴

(1) 広報活動

ア 広報紙の発行

名 称	広報まえばし
創 刊	昭和25年4月
発 行	月2回（1日・15日、年24回発行）
発行部数	146,700部
規 格	A4判、16～28ページ
配 布	市内全世帯、関係機関、その他

イ 声の広報の発行

広報紙の内容をデジCDに録音して月2回発行し、視覚障害者など（27人）に郵送。音訳は、ボランティアの協力で行っている。

ウ 広報電子データの掲載

市ホームページ上にPDF等のデータ、(株)モリサワの運営するカタログポケット上に多言語に対応した電子書籍版を掲載している。

エ テレビによる情報発信

群馬テレビ「まえばし元気インフォメーション」で市政情報を発信（15分番組 本放送1回 再放送1回）

オ ラジオによる情報発信

① エフエム群馬

毎週金曜、午後4時55分から3分間、「ラジオインフォメーションいきいき前橋」で市政情報を発信（5月～7月、9～10月 21回）

② まえばしCITYエフエム

・まえばし情報ステーション

広報まえばしなどの市政情報を発信

月曜から金曜の午前7時54分（本放送）と午後5時54分（再放送）に5分間

・市民・職員等参加番組

市民や職員が実際に出演し、健康や生涯学習、観光、まちなか情報などを発信

木曜は、午前9時49分（本放送）と午後6時20分（再放送）に10分間

土曜は、午前9時49分（本放送）と午後1時49分（再放送）に10分間

カ 報道機関への情報提供

原則月2回の定例記者会見を開催し、市長が直接情報を提供している。会見はユーチューブで配信している。その他、市政情報を市政記者に随時提供している。

キ ホームページ（インターネット）による情報発信

市政、市有施設、例規集などの情報などを発信している。また、各種申請書などのダウンロードもできるようにしている。

ク 市政情報のメール配信

まちの安全ひろメールを使用して登録者に対し、概ね週2回、市政やイベント情報などを提供している。

ケ ソーシャルメディアによる情報発信

フェイスブックページやユーチューブ、インスタグラムによりイベントや観光情報などの旬なお知らせを発信している。

まちの安全ツイッターにより災害時における最新の危機管理情報や防犯情報を発信している。

(2) 広聴活動

ア 前橋市への提案・意見

- ・市民の声を広く聴いて、市政に反映させていくための制度
- ・専用ハガキを市庁舎1階総合案内、各支所・市民サービスセンターなど市内53カ所に設置
- ・ホームページからの電子申請、Eメール、ファクス、意見箱（市庁舎の1階・2階、支所、市民サービスセンター、中央公民館に設置）での受付も行っている。

イ 市民アンケート調査

市民意識や要望などを把握し、市政に反映させるとともに、長期計画・実施計画策定の基礎資料とするために実施している。

6 情報政策

(1) 情報化の推進

現在、ICT（情報通信技術）は広く社会に浸透し、経済活動から私たちの日常の暮らしの中まで、欠かせないものとなっている。本市では、平成9年度から「前橋市行政情報化計画」、「前橋市総合情報化推進計画」、「新・前橋市総合情報化推進計画」と、各計画に沿って、市内の情報基盤の整備、各種情報システムの導入等、行政情報化と地域情報化の計画的な推進を図り、ICTの効果的・効率的な利活用による行政サービスの向上等に取り組んできた。

平成24年度には、急速に進展する高度情報化社会において、柔軟かつ確実に本市の情報化を進めるため、これまでの中長期の情報化計画の策定を見直し、基本的な指針である「前橋市情報化推進基本方針」を策定するとともに、具体的な計画については、単年度のアクションプランを策定することとした。

「前橋市情報化推進基本方針」では、「誰もが日常的にICTを利用し、安全で利便性の高い生活を送ることのできる“情報のひびきあうまち・まえばし”」を基本理念とし、次の3つの柱を基本目標としている。

① ICTマネジメント

情報システムや情報資産の的確な運用と適正な管理、人材育成、業務改善、効率化、情報セキュリティ確保、ICTの活用による市民サービスの充実

② 情報共有・活用

行政情報の共有化、情報資産の効果的な活用、行政情報の公開、市民等の利便性向上

③ 連携・協働

市民や地域、大学、事業者等と連携・協働したICTを活用したまちづくりの推進

具体施策を定めた「前橋市情報化推進アクションプラン2019」においては、令和元年度中に以下の20事業に取り組む予定である。

分野	分類	事業名	事業番号	所管課
ICT マネ ジ メ ン ト	情報システム全体最適化	RPA導入に向けた研究	1-01	情報政策課
	情報セキュリティの確保	セキュリティ外部監査の実施	1-02	情報政策課
	ICT資源管理	次期データプリント委託事業の実施	1-03	情報政策課
	ICT資源管理	地域経済応援ポイントの活用促進	1-04	未来の芽創造課
	ICT資源管理	マイナンバーカードを活用したでまんど相乗りタクシーの運営	1-05	交通政策課
	調達管理	図書館システムの更新	1-06	図書館
	調達管理	マイナンバーカードの多目的利用・普及促進	1-07	情報政策課
	調達管理	制度改正に伴う各業務システムの改修	1-08	各課対応・情報政策課
	調達管理	各業務システムの機能充実	1-09	各課対応・情報政策課
	ICTサービスレベル管理	三市合同SLM委員会の運営	1-10	情報政策課
	業務継続	業務継続計画の推進	1-11	情報政策課
情報 共有 ・ 活 用	情報共有	行政手続ワンストップサービスの開始	2-01	情報政策課
	情報共有	ICTしるくプロジェクトの推進	2-02	情報政策課
	情報発信	赤城山大沼周辺光ファイバ等整備事業への補助	2-03	情報政策課
	情報活用	官民ビッグデータを活用したEBPMの推進	2-04	未来の芽創造課
	情報活用	自動運転バスの実証	2-05	交通政策課
	情報活用	AI活用による地域交通の最適化	2-06	交通政策課
連 携 ・ 協 働	大学等の連携	IoTに係る地域の人材育成	3-01	情報政策課
	事業者等との連携	NTTドコモとの連携	3-02	情報政策課
	他自治体等との連携	交通系ICカード導入に向けた支援	3-03	交通政策課
	他自治体等との連携	自治体クラウド事業への移行	3-04	情報政策課

(2) 情報処理

ア 稼働中の主なシステム

① アウトソーシング

- ・基幹情報システム（住民基本台帳システム、税関連システム等）
- ・前橋市スポーツ施設予約システム「まえばしネット」
- ・前橋市地図情報システム「さーちずまえばし」
- ・電子申請届出システム「ぐんま電子申請等受付システム」（県と市町村との共同運用）

② 自庁運用

- ・戸籍管理システム
- ・財務会計システム
- ・人事給与システム
- ・福祉総合システム
- ・総合行政情報管理システム

イ システム開発

昭和56年の汎用電算機の導入以後、積極的にシステム開発に取り組み、情報処理の規模的拡大と質的高度化を図ってきた。

情報処理は、自庁運用においては、汎用電算機からクライアント・サーバー・システム、Web系システムへと移行してきた。さらに、サーバーをアウトソーシングし、ネットワークを通じてシステムを利用するASPサービスも普及し、本市においても、これらの様々な手法を活用してシステム導入を進めている。例えば、平成22年1月から、汎用電算機で運用していた基幹情報システムをサーバー処理に切り替え、併せてアウトソーシングしている。加えて、平成23年度以降、自庁運用サーバーを対象に仮想化技術を利用した集約を行っており、運用コストの低減に努めている。

平成28年1月から始まった社会保障・税番号制度のため、基幹系情報システムを始め、各種業務システムにおいて改修を実施した。

(3) マイナンバーカード活用

平成28年1月から交付の始まったマイナンバーカードについて、当初からその活用施策を検討してきた。その理由として、マイナンバーカードが有する公的個人認証機能を活用すれば、今後の人口減少時代において有効なインターネット等を利用した機械的な本人確認に資することができるという点が挙げられる。こうしたことからこれまで次のような取組を実施してきた。

- ・住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス（平成28年1月～）
- ・母子健康情報サービスにおけるオンライン申込み（平成28年3月～）
- ・マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイント制度（平成29年9月～）
- ・所得・課税証明書のコンビニ交付サービス（平成29年10月～）
- ・マイタク制度におけるマイナンバーカード活用（実証実験：平成29年12月～／実運用：平成30年5月～）

